

法学部

柳川重規教授

Shigeeki Yanagawa

「法曹論」——〈模擬裁判〉(一般公開)

[7月15日、クレセントホール]

……」
被告人質問の場面だ。

クレセントホールに出現した特設法廷では、検察―弁護双方の迫真のやりとりが続いた。

ステージ正面の裁判官席に、法衣姿の3人の裁判官をはさんで、左右に計6人の裁判員が並んでいる。2009(平成21)年までにはじまる

現役法曹プラス裁判員の「模擬裁判」

リアルに公判4時間、評議3時間

「裁判員制度」を模した模擬裁判である。中央大学卒の現役法曹がフルキャストで登場した。職務上差し障りも多いので、顔ぶれの一部だけを紹介しよう。

「被告人、前へ出てください」と訴訟を指揮する裁判長は合田悦三・東京地裁判事、右陪席、左陪席も現役裁判官。検察官席に、山下輝年・

東京地検検事と園部秀穂・東京高裁判事、弁護人席には、酒井憲郎、村田裕両弁護士と北野俊光・元判事(現公証人)。被告人役、目撃証人2人の役も、検事や検察書記官らがつとめた。

ちなみに、裁判員は「くじ」で選ばれた「法曹論」の受講生3人、それに職員3人。制度上は選挙人名簿からくじで選ばれることになるが、

いかにもみな私服姿の「一般市民」である。

《「法曹論」は、法学部3学科の1年生を対象にした前期だけの講座。これまで多くの法曹を送り出してきた「法科の中央」の強みを生かして、中央大学卒の裁判官、検察官、弁護士が各3回ずつ、リレー講義する。今年度は、前出の北野元判事、園

部判事、山下検事、村田弁護士、酒井弁護士が講師をつとめた。法曹になって担当した事件や苦労したこと、最新の司法動向など、実務を通じた実践的な講義に特色がある。

「模擬裁判」は1999年から講義の一環として始まり、ことしで8回目になるが、クレセントホールでの一般公開は初めてになる。新聞数社と週刊誌1誌も取材した》

受講生を含む学生、一般からの聴講者らざつと500人が「傍聴」する中、開廷。手錠、腰縄を付けられた被告人が、被告人席に立つ。人定質問の後、検察官による起訴状朗読に移った。

起訴状朗読 「被告人は、平成18年6月11日午前1時30分ごろ……」。妹の夫と争いになり、殺意をもって、包丁で胸部を刺し殺害した――と検察官は公訴事実を読み上げたあと、一呼吸置いて告げる。「罪名及び罰状殺人、刑法199条」

続いて、被告人の罪状認否。被告

検察官「被害者に言った、『やってやる』という言葉の意味は?」

被告人「分かりません」

検察官「殺してやる、ということではありませんでしたか」

被告人「いや……」

弁護士「異議あり! 裁判長、誘導尋問です」

裁判長「質問を変えてください」

検察官「質問を変えます。では

人は被害者を刺した事実は認めたと、起訴状と自分の認識の違いを述べた。「確かに相手を死なせてしまいました。私が、私は殺意を持っていませんでした。突き刺したのもわざとではありません」



冒陳の攻防 冒頭陳述で、検察側は「被害者は自分の結婚式に被告人が欠席したことを理由に、仲はしっくりいっていませんでした」「被害者に殴られたことから、被告人はこのうちは殺すのもやむを得ないとい

う気持ちになり、事務所前の流しから包丁を持ち出し、……刺しました」などと、より詳細に背景事情や犯行事実を明らかに。一方、弁護人は「この日、2人は3軒の店をはしごしており、被告人が被害者に特別に悪感情を持つ状況にはありませんでした」「被告人は、包丁で脅せば、逃げるだろうと、攻撃を止めさせたかったのです。包丁を突き刺した、のではなく、突き刺さった、というのが

事実であり、被告・弁護人は、殺意の不在、よって無罪を主張します」と述べ、真つ向から争う姿勢を示した。殺人の故意、というらしい。殺そうと意図して刺した、つまり入殺意が あったのか、なかったのか。

「公判前整理手続きによって」と、裁判長が争点を明らかにする。「争点は2点、突き刺したかどうか、殺意をもつての実行行為だったかどうか、に絞られています。それについて審理を進めていきます」公判前整理手続き——これも裁判の迅速化のために、裁判官・検察官・弁護人3者があらかじめ争点を整理して公判に臨む新しい手続きである。ケースによっては、すでに実際の公判で導入されている。被告人の供述調書などの証拠書類とともに、検察官が提出した証拠物の「包丁」を、裁判員が順に確認する。手で触り「オツ」という軽いアクションもあって、ういういしい。裁判官とは違う一般市民だから、さもあらん

という巧まざるリアリティー……。このあと、証人2人に対する質問、被告人質問、検察官の論告・求刑、弁護人の最終弁論、被告人の最終陳述へと進んでいく。

後半部分は、やや急ぎ足で印象的なシーンを拾っていこう。

マルチスクリーン効果 客席（傍聴席）からは、後ろ姿になる証言中の証人や被告人の表情が、裁判官席後ろのマルチスクリーンに写し出される。なかなか効果的だ。言いよどむことなく滑らかに、かと思えば記憶をたぐるように額に手を当ててみたり。「被告人、証人ともに、真に迫って本物そっくり。なるほど法廷でクセありの人物や証言と対決してきたプロだなあ」と、熱演ふりが表情込みで分かるわけである。実際の法廷にはむろんスクリーンはなく、中大法廷”オリジナルだ。検察官の質問に「異議あり！」と弁護側から声があがった。たとえば、冒頭の場面である。ああ、これこそ

テレビドラマでみた裁判だ！と妙に感激する。多くの学生も、ビクツとして顔を上げた。

裁判員に向かつて 映画でよく見るアメリカの法廷ドラマといえば、検察・弁護双方在、陪審員に向かつて弁舌を繰り広げる。「裁判員制度」は、これに似てくるだろうか。

検察官が、裁判員（席）に向かつて、話しかけ論述する姿勢が印象的だった。

論告の場面では、「長時間の審理を真剣な態度で見守っていただいたことに敬意を表します」と口を開き、

「目撃者と被告人の供述の違いを考えておいてください」などと語りかけた。殺人罪の量刑については、刑法や判例による法的な解説もあった。

実際、法律のシロウトがつとめる「裁判員」には、日常語とかけ離れた難しい法律用語や手続きなどは解説してもらわなければ分からないことが多いのである。

検察・弁護双方の「冒頭陳述書」

が、よくありがちな「句点なしで続く長文」の旧弊を避け、分かりやすい「口語体」の語り口調になっているのも、裁判員制度の新風景だろう。

「裁判員から質問は？」 裁判長はしばしば左右の裁判員に顔を振り向けながら、「裁判員から何か追加の質問はありませんか」と水を向けた。

被告人への質問の場面。弁護人の質問に、身振り手振りで答えていく被告人の様子を、裁判員もじっと見つめる。続いて検察側。事件への反省を述べつつも、必死に殺意を否定する被告人に容赦なく鋭い質問が飛んだ。

検察「なぜ、一部だけはずきり覚えていられるのか？」。被告「えー……覚えていられるから覚えているんです！」。

検察「刺すつもりがあつたからでしょ？ 終わります」

裁判長による質問に移り、「何か……」と持ちかけられたところで、それまで無言だった裁判員から手があがり、被告人への質問が出た。「目

撃証人は、包丁を引いたところを見た、と言っているのですが、その時の体の動きは？」

検察や弁護人とは違う観点の質問だ。意外な核心部分というように、裁判長がひきとつて、3、4問連続して被告人に問いただす「連携プレー」の場面もあつた。

求刑 論告を終えて、検察官が求刑する。「懲役13年を求刑します」

弁護側は最終弁論で、「夕方ではない深夜に、包丁を突き刺したというところが本当に見えたのか。そのうえ血まで見えた、という証言は信じられない」と目撃証言の信憑性を

突き、凶器に残ったキズの状態も、中途半端で「殺ろうとしたキズではなく、はずみで突き刺さったキズだ」などと諄々と「無罪」を説いた。

もっとも、検察官のように、裁判員に顔を向けて、という新しい弁護シーンは乏しかったのだが、一面では、通常の「妥協のない」真剣さが、かえって実法廷場面を彷彿させるよ

うだった。

裁判員もメモを走らせる。いよいよ有罪・無罪への心証や判断も固まってきただろうか。

「これですべての審理を終わり、結審します。このあと裁判官3人と裁判員6人で評議・評決し、判決の言い渡しは次週（の授業で）行います」。裁判長が告げて、閉廷した。

時に午後5時10分。午後1時20分、3限に合わせて開廷した「中大法廷」は、途中10分間の休廷をはさみ、2限続きプラス40分もの長時間に及んだ。

忍耐力 長いなあ、と嘆息も漏れたところである。実際の公判は午前から午後にかけてもつと長い時間を要するのかもしれない。

法廷取材をする司法担当の新聞記者からこんな話を聞いたことがある。「テレビドラマと違って、実際の裁判は地味な、ある意味で退屈なやりとりも多いんですよ。そうそう白熱したハイライト場面があるわけ



持続できるだろうか。裁判員制度で、意外に論じていないのは、この「忍耐力」ではないか、とふと心配になったりしたのである。

判決 翌週(7月22日)、判決が言い渡された。

「主文。被告人を懲役10年に処する」

判決理由のなかで、裁判長は「証拠から有罪とする。被告人はとっさに殺意を抱き包丁で被害者の胸部左側を突き刺した

え、それぞれ感想を語った。

「先週は、あのあと17時半から20時45まで評議をしましたよ。みなさん、本当に辛抱強かったです(笑)。意見もしっかり言ってくれました。私にとつても、これからの参考になりました」と、笑顔で感想を語るのは、

裁判長を務めた合田判事だ。4時間近くの間評議が行われていたと3時間もの評議が行われていたとは……。実際の裁判では、評議が長くなる場合は何日かに分けて行われるのだから、公判だけでネをあげた傍聴人などはバチがあたる、か。

テレビとは大違い 裁判員をつとめた3人の学生はどうだっただろう。貴重な体験の感想を紹介したい。

「証言が信用できるかどうかをめぐって、ずいぶん議論しました。求刑などで、裁判員が先例にとらわれずに言うことができたらいと思いましたが」(政治学科1年、桑野ゆうひさん)

「第三者としてテレビで報道を見

ると、裁判に直接関わるのは全然違いました。テレビでは事実を見るだけでしたが、裁判員をやってみて、被告人の気持ちを証拠から考えるのがとても難しかったです」(同、小山奈津子さん)

「評議は長時間にわたるもので、大変でした。長く集中しなければいけませんでした。裁判員に選ばれたら、真摯な態度で臨んでほしいです」(法律学科1年、中村圭佑さん)

裁判は私たちには遠い存在だった。しかし3年後には始まる裁判員制度——選ばれるのはあなたかもしれない。裁判員になったときに、あなたはどのような姿勢で臨みますか。

裁判・法廷の風景が変わっていく。どこが、どのように。それを、あるリアルさで再現し、それぞれに考える機会を与えられた「模擬裁判」である。

学生記者 池田園子(法学部2年)

芳賀紫苑(総合政策学部)

2年

じゃない。そこをガマンしながら、核心部分を記事にする。けっこう修行が必要なんですよ」

そういえば、途中コックリ気味の学生の姿もいましたね。傍聴席ならまだいいけれど、裁判員席で、まさかコックリは許されまい。一般人から成る「裁判員」は果たして、審理

の間、みながみな注意力と緊張感を

ものである。証人の証言は信用できる」とし、一方で求刑より減刑した理由を「計画的な犯行ではなく、刺した後われに返って助けようとした」と述べた(極刑⇨死刑の場合、通常は判決理由が先で、主文は最後になる)。

前週よりも小さい教室の壇上には、裁判長、検察官、弁護人が顔をそろ